

指定小規模多機能型居宅介護あそか苑みずほ サービス利用契約書

____様（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人明照会が経営する小規模多機能型居宅介護あそか苑みずほ（以下「事業所」という。）とは、利用者が事業所から提供される指定小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス（以下「指定小規模多機能型居宅介護等サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書内容を承諾し、次のとおり契約（以下「本契約」）という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条に定める指定小規模多機能型居宅介護等サービスを提供します。
- 2 事業所が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は別紙重要事項説明書に定める通りとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護度状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更の要介護認定期間の満了日をもって契約期間満了日とします。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者からの文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるもとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって、本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護度有効期間の満了日とします。

この更新後における契約期間中に要介護状態区分の変更があった場合、契約期間は、第1項但し書きと同様の取り扱いとします。

- 4 指定小規模多機能型居宅介護等 短期型利用開始にあたっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以

内)の利用期間を定めるものとする。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等の決定・変更）

1 事業者の管理者（以下「管理者」という。）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という。）に登録者の居宅サービス計画書の作成と、小規模多機能型居宅介護計画または介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という。）の作成に関する業務を担当させることとします。

2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画等を作成します。

3 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとしします。

4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等を変更するものとしします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画等に沿って提供します。

第5条（指定小規模多機能型居宅介護等サービスの具体的取扱方針）

1 事業所は、事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

2 利用者は、事業所の要介護状態・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その

目標を設定し、第8条に規定する小規模多機能型居宅介護計画等に基づき計画的に行うこととし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。

3 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画等に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。

4 事業所は、提供する指定小規模多機能型居宅介護等サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。

5 事業所は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。

6 事業所は、懇切丁寧に指定小規模多機能型居宅介護等サービスを提供し、利用者及びその家族に対し、指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。

7 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 事業所は、利用者が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等利用者の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

第6条（居宅サービス事業者等との連携）

1 事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護等を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護等を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。

3 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護等の提供の終了にあたり、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者に対

する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（居宅サービス計画の作成・変更等）

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の作成変更に際しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第33号）第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行います。
- 3 事業所は、利用者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他利用者から申出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第8条（小規模多機能型居宅介護計画等の作成・変更）

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画等を作成します。
- 2 小規模多機能型居宅介護計画等には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画等作成後も、当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 利用者は、事業所に対し、いつでも小規模多機能型居宅介護計画等を変更するよう申し出ることができます。事業所の介護支援専門員は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する指定小規模多機能型居宅介護等サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。
- 5 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護等計画を作成し、又は変更した際には、利用者及びその家族に対し、その内容を説明します。提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第9条（指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供記録）

- 1 事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護等サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業所に対し、いつでも1項に規定する書面その他事業所に対する指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4 事業所は、利用者に対して、提供した指定小規模多機能型居宅介護等サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第10条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：1割か2割または3割のいずれか）を事業所に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定を受けた時点でお支払い頂きます。
- 3 サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者を支払うものとします。
- 4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 第2項のほか、契約者は、以下の料金を事業者を支払うものとします。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 宿泊にかかる費用

(4) 指定小規模多機能型居宅介護等サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用

6 前項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、現金または、これを翌月26日（但し、金融機関が休みの場合は翌営業日）に指定の金融機関から引き落としするものとします。

第11条（利用の中止、変更、追加）

1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第12条（利用料金の変更）

1 第10条第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第10条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者に対して、変更を行なう日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第13条（サービス従事者の義務）

1 事業所及び従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業所は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。

3 事業所は、現に指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供を行っているとき、利用

者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。

4 事業所は、自ら提供する指定小規模多機能型居宅介護等の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。

5 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

第 14 条（守秘義務等）

1 事業所、介護職員等は、指定小規模多機能型居宅介護等サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前 2 項にかかわらず、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

4 守秘義務があるうえでも、虐待の疑いが認められた場合、義務により市町村への通報を行います。

第 15 条（身元引受人）

1 利用者には、利用料金滞納があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。

2 身元引受人は、本契約に基づく一切の債務につき、連帯してその履行の責任を負います。負担額は、極度額 100 万円を限度とします。

3 身元引受人からの請求があった場合には、身元引受人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

4 身元引受人がその責任を果たすことが困難な場合は、新たに別の身元引受人を定めていただきます。

第 16 条（介護職員等の禁止行為）

事業所の介護職員等は、利用者に関する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行ないません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはその家族等からの金品の授受（お茶の提供）
- (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 訪問先での飲酒及び喫煙
- (5) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- (6) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為

第 17 条（損害賠償責任）

1 事業所は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者の故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項の規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

第 18 条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者（その家族も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

保険会社名：あいおいニッセイ同和損保株式会社
保険名：損害賠償保険

- (4) 利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が生じた場合

第 19 条（事業所の責任によらない事由によるサービス実施不能）

1 事業所は、本契約の期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

2 前項の場合に事業所は、利用者に対して、既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第 20 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

(3) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4) 事業所の過失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(6) 第 21 条から第 23 条に本契約が解約又は解除された場合

2 事業所は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 21 条（利用者からの中途解約）

1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業所に通知するものとします。

2 利用者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 利用者が入院した場合
- (2) 第 12 条第 3 項により本契約を解約する場合

第 22 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行なった場合には、本契約を解約することができます。

- (1) 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、ハラスメント行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 23 条（事業所からの契約解除）

事業所は、契約者が以下の各号に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第 10 条第 1 項から第 5 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業所もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は契約者が著しい不信行為、ハラスメント行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者の行動がほかの利用者やサービス従事者の生命、身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 24 条（契約の一部が解約また解除された場合における関連条項の失効）

第 21 条から第 23 条により、本契約の一部が解約、また解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 25 条（清算）

第 20 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業所に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第 26 条（利用当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における利用者の権利義務に関わる事務処理などについて、これを委任することに改めて同意いたします。

記

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

利用者との関係 _____

第 27 条（苦情処理）

事業所はその提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者を選任して、適切に対応するものとします。苦情受付担当者、および苦情解決責任者については、重要事項説明書に記載されているものを同じとします。

第 28 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業所、立会人が署名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 伊丹市中野西 1 丁目 18 番地
社会福祉法人 明照会
理事長 善部 修 印

事業所 伊丹市瑞穂町 6 丁目 46 番地
小規模多機能型居宅介護あそか苑みずほ

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係)

利用者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印